

第 405 回 東京地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時 平成 31 年 1 月 21 (月) 午前 10 時 01 分から午前 10 時 16 分

2 場 所 東京労働局 九段第 3 合同庁舎 11 階 共用会議室第 3-1

3 出席者 公益代表委員 6 名 労働者代表委員 4 名 使用者代表委員 6 名

4 議事録

都留会長 定刻になりましたので、ただいまから第 405 回東京地方最低賃金審議会を始めます。初めに委員の出欠状況について事務局から報告をお願いします。

課長補佐 本日は、労働者代表の新井委員及び反町委員から、御欠席との御連絡をいただいておりますが、委員定数 18 名のうち 16 名が御出席ですので、現時点におきまして、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数である全委員の 3 分の 2、12 名以上又は各側委員の各 3 分の 1 以上を満たしておりますことを御報告いたします。

都留会長 では、本日の議事録の署名は、審議会運営規程第 7 条に基づき、公益委員は私、労側委員は田代委員、使側委員は堀内委員にお願いいたします。

それでは、議事 (1) 「東京都各種商品小売業最低賃金および東京都出版業最低賃金廃止決定の諮問について」に入ります。初めに、本年 1 月 9 日に開催されました第 3 回運営委員会の審議報告をお受けいたしたいと思えます。特定最低賃金の審議の在り方等及び公開審議の在り方等につきましては、運営委員会で御審議をいただいておりますが、その結論が得られましたので、運営委員会委員長代理の村上委員から報告をお願いします。

村上委員 それでは報告させていただきます。お手元の資料 1 としてお付けした報告書を読み上げます。

(報告書朗読)

都留会長 ありがとうございます。ただ今、村上委員からの報告にありましたように、運営委員会における審議の結果、東京都各種商品小売業最低賃金及び東京都出版業最低賃金については、東京労働局長から廃止決定に係る諮問がなされた場合には廃止することが適当であると考えているという

こと。また、本審は、来年度以降、原則として公開することが適当と考えるということが取りまとめられました。この報告に関して、何か御意見等がございますでしょうか。

特にないようでしたら、本日、東京労働局長より東京都各種商品小売業最低賃金及び東京都出版業最低賃金について廃止決定の諮問があるとのことですので、局長お願いします。

(諮問文手交)

主任賃金指導官 それでは、各委員に諮問文（写）をお配りいたします。よろしくお願いいたします。

(諮問文（写）配布)

主任賃金指導官 それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

(諮問文朗読)

都留会長
労働局長 それでは、前田労働局長から、ごあいさつがあります。
ただ今、東京都各種商品小売業最低賃金及び東京都出版業最低賃金の廃止につきまして、審議会に諮問をさせていただいたところでございます。

東京都各種商品小売業最低賃金につきましては、平成 21 年に 792 円ということで改正されたのですが、平成 22 年以降は改正されていないということでして、平成 22 年 10 月 24 日から東京都最低賃金の最低賃金額を下回っているという状況でございます。

それから、東京都出版業最低賃金につきましては、平成 24 年 12 月 31 日から 857 円という時間額になっています。その後、平成 25 年度以降は改正がされていないということで、平成 25 年 10 月 19 日から東京都最低賃金の最低賃金額を下回った状況が続いているというところでございます。こういった状況を踏まえまして、ただ今、この 2 つの特定最低賃金につきまして、廃止決定についての諮問をさせていただいたところでございます。委員の皆さま方には、当該最低賃金に係る状況を勘案いただき、御審議を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

都留会長 ありがとうございます。それでは、本日の諮問について事務局から

説明をお願いします。

賃金課長

では、御説明いたします。まずお手元の資料 5 ページ、資料 4 を御覧ください。そこの 17 条についてです。これは、諮問した特賃の廃止に関する条文についてです。読み上げます。

「第 17 条、第 15 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、同項の規定により決定され、又は改正された特定最低賃金が著しく不相当となったと認めるときは、その決定の例により、その廃止の決定をすることができる。」とされております。この特定最低賃金が著しく不相当となったと認める場合としては、特定最低賃金において定める最低賃金額が、地域別最低賃金において定める最低賃金額を下回った場合などが想定されているところです。

次に資料の 2 ページ、3 ページを御覧ください。諮問した特定最低賃金の改正状況についてです。東京都各種商品小売業最低賃金は、平成 5 年 12 月 30 日に新設発効され、平成 21 年に 792 円に改正された後、平成 22 年に改正の申出がなされたものの取下げが行われ、平成 23 年以降は申出がない状況が続いております。このため、平成 22 年 10 月 24 日以降、東京都最低賃金を下回り、今日まで 8 年が経過している状況です。

また、東京都出版業最低賃金は、平成 3 年 1 月 18 日に新設発効され、平成 24 年に 857 円に改正された後、平成 25 年に改正の申出がなされましたが、審議会において改正の必要性なしとされ、平成 26 年以降は申出がない状況が続いております。このため、平成 25 年 10 月 19 日以降、東京都最低賃金を下回り、今日まで 5 年が経過している状況です。

以上より、東京都各種商品小売業最低賃金および東京都出版業最低賃金については、最低賃金法第 17 条に定める「著しく不相当となったと認めるとき」に該当するものとして、本日、東京労働局長より会長あて廃止決定の諮問をさせていただいたところです。

次に、諮問後の手続について御説明します。資料の 6 ページ、資料 No.5 を御覧ください。これは、諮問後の手続に関する流れ図です。最低賃金法第 25 条第 5 項に基づき、特定最低賃金の廃止について調査、審議を行う場合、審議会は関係労働者及び関係使用者の意見を聞くこととされており、このため、一定期日までに審議会に意見書を提出すべき旨を公示することになります。

公示日は本日、平成 31 年 1 月 21 日月曜日。意見書提出締切日は、平成 31 年 2 月 5 日火曜日を予定しております。意見聴取公示終了後に審議会を開催し、廃止決定について審議いただき、答申していただきます。答申をいただいた場合には、最低賃金法第 11 条に基づき、答申文の公示

を15日間行います。答申内容について異議申出があった場合は、再度審議会に諮り、審議いただきます。そして答申していただきます。答申を受けて、労働局長が廃止を決定した場合は、最低賃金法第19条に基づき、廃止決定の官報公示手続を行います。一方で、最初の答申に対して異議申出がなかった場合については、労働局長が廃止を決定した場合は、廃止決定の官報公示手続を行います。効力の発生日については、公示の日となります。私からの説明は以上です。

都留会長

ありがとうございました。それでは、ただ今の事務局説明について、御質問等はありませんか。よろしいですか。

(無し)

都留会長

ないようでしたら、本日の諮問を受けて、事務局で関係労使の意見聴取の公示をお願いします。それを踏まえて、次回審議会で改めて御審議いただきたいと思います。

では、議事(2)その他になりますが、他に何かありますか。

(無し)

都留会長

ないようでしたら、本日の審議はこれで終了させていただきます。御審議ありがとうございました。

賃金課長

最後に事務局から連絡事項をお伝えしたいと思います。

次回、本審については、日程が決まり次第事務局から皆さまに御連絡させていただきます。よろしくをお願いします。

以上です。

都留会長

ありがとうございました。